

「大学連携センター（キャリアナビセンター）管理運営業務」委託業務仕様書

1 委託事業の概要（目次）

- (1) 県内外の学生向け県内就職促進に関する事業・・・・・・・・・・・・・・ (2)
 - ①全般事項
 - ②学生等へのカウンセリング事業
 - ③学生の職業意識を醸成する事業
 - ④学生と県内企業の接点拡大事業
 - ⑤「企業と学生の交流会」の企画・開催事業
 - ⑥保護者向け学生就職支援事業
 - ⑦北陸エリア・大学4年生重点対応事業
 - ⑧学生とふくアプリを活用した学生コミュニケーション創出事業との連携支援
 - ⑨情報発信事業
 - ⑩福井県U I ターン奨学金返還支援早期枠対象者支援事業
- (2) U I ターン就活等交通費支援金支給事務・・・・・・・・・・・・・・ (11)
 - ①U I ターン学生就活交通費等支援金の交付等の事務
 - ②移住希望者交通費支援金の交付等の事務
 - ③支援金に関する広報
 - ④契約金額の減額
- (3) 「お試しテレワーク」支援金支給事務・・・・・・・・・・・・・・ (17)
 - ①滞在費の支給等の事務
 - ②「お試しテレワーク」支援金に関する広報
 - ③契約金額の減額
- (4) Fスクエアにおける講義関係等・・・・・・・・・・・・・・ (20)
- (5) 県内進学強化業務・・・・・・・・・・・・・・ (21)
 - ①県内大学のオープンキャンパス情報等を集約して魅力発信
 - ②合同開放講義の開催（県内高校への合同出張講義）
 - ③県内大学の授業を高校生へ開放（県内高校生を対象とした先取り履修）
 - ④大学生による高校生のための進学サポート
 - ⑤その他
- (6) 講義受講学生への交通費支援業務・・・・・・・・・・・・・・ (22)
- (7) 県内大学等への進学者応援事業補助金事務処理における審査業務・・・・ (23)
- (8) 情報の収集・管理・・・・・・・・・・・・・・ (25)
- (9) Fスクエアの施設管理・運営業務等・・・・・・・・・・・・・・ (26)
- (10) 広報事業・・・・・・・・・・・・・・ (27)
- (11) 委託料の前金払・・・・・・・・・・・・・・ (27)
- (12) 契約終了時の対応・・・・・・・・・・・・・・ (28)

2 業務内容

(1) 県内外の学生向け県内就職促進に関する事業

①全般事項

- ・②から⑥までの事業は、県内外の学生の福井県内での就職に資するものとする。
- ・②から⑥までの事業は、県外出身者の福井県内での就職を促進するものであるよう工夫すること。
- ・②のカウンセリングは、相談回数が720回以上となるよう努めること。
- ・カウンセリング以外の催事は、参加者合計が360人以上となるよう企画し、実施すること。ただし、県が認めた回数以上の催事を実施する場合は、この限りでない。
- ・学生の集客にあたり、商品券、物品等を学生に提供する場合には、次のとおりとすること。
 - ・予め県の承認を得ること。
 - ・催事において提供する場合は、集まった学生が、催事の主たる内容に参加せず、または消極的な態度をとらないよう工夫すること。
 - ・催事において提供する場合は、事前に参加企業等に、提供する旨およびその内容を告知すること。
- ・学内での相談会や就活セミナー、講義への参加等の機会がある場合は、実施や参加について県と協議のうえ、対応を検討すること。

②学生等へのカウンセリング事業

(内容)

- ・面接、自己分析等、学生の就職活動に必要な準備に関する情報提供、助言
- ・福井県内企業への就職に関する情報提供、助言
- ・土業等の資格取得に関する情報提供、助言
- ・福井県内での起業に関する情報提供、助言
- ・上記のほか学生の就職活動全般に関する相談への対応

(対象)

- ・大学生（院生、短大生）、高等専門学校生および専修学校生ならびにこれらの者の保護者（父母、祖父母等）

(実施日（実施時間）)

- ・少なくとも次に掲げる期日において実施し、または実施できる態勢をとること。
 - ・日曜日
 - ・③から⑤までの催事開催日（催事の前後2時間（開所時間に限る。））
 - ・（4）の講義開講日（講義の前後2時間（開所時間に限る。））
 - ・県が指定する学生向け催事（県内外で10回以内）

(実施態勢)

- ・キャリアアドバイザーを1名以上、実施日（実施時間）にFスクエアに配置すること。県が指定する学生向け催事でのカウンセリングにあつては、県が指定する時間、当該催事場に出席すること。
- ・キャリアアドバイザーは、キャリアコンサルタントの資格を有する者であることが望ましい。

- ・カウンセリングは、対面のほか、オンライン、電話等、学生の需要の多い手段で行うこと。
- ・カウンセリングの内容は、記録しておくこと。
- ・カウンセリングを実施した学生に対して、相談後の状況把握、更なる助言など、継続的に事後対応をすること。
- ・学生に対する相談や、学生への企業情報の提供等に当たり、福井暮らしはたらくサポートセンター県外オフィス（以下、県外オフィスと呼ぶ。）と連携し、企業情報の提供等、県外オフィスへの協力を行うこと。

③学生の職業意識を醸成する事業

（内容）

《業界研究等の催事》

- ・県内企業、業界または職種について学生が理解を深める催事を年間6回以上実施すること。理工系学生向けや公務員希望者向け等を想定することとするが、県と協議の上、決定すること。

《面接対策等の催事》

- ・学生の就職活動の準備（自己分析対策、エントリーシート対策、面接対策等）に資する催事を年間1-2回程度実施すること。

（参加者）

- ・業界研究会等の催事のうち過半数は、県内の若手社会人（就活先輩サポーター等）または企業経営者が参加するものであること

（場所）

- ・Fスクエアのフリースペースで実施すること。ただし、事前に県の承認を得た場合または大学内での開催にあつては、この限りでない。

（オンライン対応）

- ・催事のうち演者、キャリアアドバイザーの発言を主として構成するもの（講演、パネルディスカッション等）は、同時（リアルタイム）に、または、後刻利用者が望んだ時（オンデマンド）にオンラインで視聴できるようにすること。ただし、演者の承諾が得られない場合や、催事内容がこれにそぐわない場合は、この限りでない。
- ・催事のうち参加学生の発言を主として構成するもの（模擬面接会等）は、オンラインで参加できるようにすること。ただし、事前に県の承認を得た場合にあつては、この限りでない。

（実施態勢）

- ・キャリアアドバイザーが出席すること。

④学生と県内企業の接点拡大事業

（県内企業が企画する催事の開催）

- ・県内企業がFスクエアのフリースペースで学生の県内企業就職に資する催事を企画した場合、当該スペースを無償で貸し出すこと。ただし、提供した消耗品などの実費を徴することを妨げない。この場合、予め県に協議すること。

- ・催事の例として、パネル展示、個別説明会の開催、試供品の配布、授業前の空き時間等または授業時間を活用したワンポイント企業PR等が考えられる。
- ・学生の県内企業就職に資するか否かの判断に当たっては、県に協議すること。
- ・特定の企業、業種等に偏ることがないようにすること。
- ・必要に応じ、催事の設定、運営に協力をすること。

(企業に関するコンテンツの収集、展示)

- ・県内企業の会社概要、県内企業で働く社員の活動実態・キャリアプラン、県内企業が行うインターンシップ等の採用（関係）活動等を内容とするコンテンツ（動画、記事、パンフレット、チラシ等）を収集すること。
- ・収集したコンテンツは、Web ページ上で展示し、またはFスクエアにおいて展示および頒布をすること。

⑤「企業と学生の交流会」の企画・開催事業

【Fスクエアでの交流会】

(趣旨、内容)

- ・就職活動開始前の早い段階から、学生が県内の若手社会人と気軽に交流し、県内就職の魅力を知る交流会を企画し、開催すること。
- ・大学1、2年生など低学年の学生が参加したいと思えるような交流会とすること。
- ・就活先輩サポーターを活用すること。
- ・県内企業、業界・職種、福井で働くこと等について、新たに興味を持ち、または理解を深められる交流会とすること。
- ・軽食、景品の提供など、できるだけ学生が気軽な雰囲気の中で交流できるよう、運営を工夫すること。

(実施時期、回数)

- ・令和8年4月から12月までの間に計3回以上実施すること。
- ・Fスクエアのフリースペースで実施すること。ただし、事前に県の承認を得た場合にあつては、この限りでない。

(学生チームによる企画・運営)

- ・5人以上の学生からなるチームを結成し、当該チームに企画、運営をさせること。
- ・学生チームの打合せは、Fスクエアのフリースペースで実施すること。ただし、事前に県の承認を得た場合にあつては、この限りでない。
- ・企画、運営に必要な経費（アオッサ駐車場料金、備品・消耗品に係る費用等）は、受託者が負担すること。
- ・受託者が学生に報酬を支払うことを妨げない。

(交流会の運営)

- ・交流会の準備、広報、開催を学生チームが適切に実施できるよう、受託者は適切な助言、支援をすること。
- ・学生チームに実施させることが困難な業務は受託者が実施することとし、その分担はあらかじめ県と協議すること。

(広報)

- ・学生への広報に効果的な広報手段を企画し、実施すること。

- ・県内大学に在籍する県外出身の学生や、県外大学等に在籍する学生の参加促進について工夫すること。
- ・県内外大学へ広報依頼するなど、大学と連携した広報活動を行うこと。

【就職総合イベントの開催】

（主な対象者）

ア 学生

- ・県内外の大学院、大学、短大、専修、高専等に通う学生（全学年）。

イ 企業

- ・本県に本社を有する企業または事業所が立地する企業（本県内の事業所に配属する予定がある企業に限る）。
- ・参加企業は50社程度とする。
- ・30代前半までの若手社会人が参加するよう努めること。
- ・参加企業は業種に偏りが生じないように、県と協議の上決定する。

（開催日・会場・開催方法）

- ・参加者が会場に集まる形を基本とし、より多くの学生が参加できる日時・会場・方法を提案すること。
- ・集客目標は100人以上とし、集客目標に見合う会場を確保すること。なお、会場確保に係る経費は委託料に含むものとする。

（イベントの内容）

下記の点が達成できる内容とすること。

- ・学生が“気軽に”参加し、“楽しめる”イベントを提案すること。
- ・学生が、県内企業や福井での生活への関心を高められるものとする。
- ・先輩社会人に対して仕事のことや就職活動の進め方など、気軽に質問できるような時間を設けること。
- ・多様な層からの参加が見込める内容とすること。
- ・学生が企業情報を収集できるスペースを設けること。
- ・必要に応じて景品を提供するなど、楽しい雰囲気なものとする。
- ・学生が次の行動をとるきっかけとなるような仕掛けを設けること。
- ・県内就職を考えること。
- ・福井県内の業界・企業研究を継続的に行うこと。
- ・福井県の学生就職支援サービス（291JOBS新卒）に登録をすること
- ・主に3年生に対し3月の合同企業説明会に参加を促すこと。
- ・全学年に対し、Fスクエアキャリアナビセンターの情報を提供すること。

【女性向け就活イベントの開催】

（主な対象者）

ア 学生

- ・県内外の大学院、大学、短大、専修、高専等に通う学生（全学年）。
- ・主に女性を対象とすること（必ずしも性別を限定する必要はない）

イ 企業

- ・本県に本社を有する企業または事業所が立地する企業（本県内の事業所に配属する予定がある企業に限る）。
- ・参加企業は3～5社程度とする。
- ・参加企業は女性活躍推進企業の登録企業とすること。
- ・30代までの女性社会人が参加するよう努めること。

（開催時期）

対象学生のニーズに合った時期に開催すること。

（開催回数）

1回以上

（開催方法および会場）

- ・参加者が会場に集まる形を基本とし、より多くの学生が参加できる方法を工夫すること。
- ・アクセスが良く、学生が参加しやすい場所を選定すること
- ・集客目標は20人以上とし、集客目標に見合う会場を確保すること。なお、会場確保に係る経費は委託料に含むものとする。

（イベントの内容）

下記の点が達成できる内容とすること。

- ・学生が“気軽に”参加し、“楽しめる”イベントを提案すること。
- ・女子学生が興味を持って参加できるような企画を含むこと。
- ・学生が次の行動をとるきっかけとなるような仕掛けを設けること。
- ・県内就職を考えること。
- ・福井県内の業界・企業研究を継続的に行うこと。
- ・福井県の学生就職支援サービス（291JOBS新卒）に登録をすること。
- ・主に3年生に対し3月の合同企業説明会に参加を促すこと。
- ・全学年に対し、Fスクエアキャリアナビセンターの情報を提供すること。

【県外での交流会の運営等】

（主な対象者）

ア 学生

- ・福井県が実施する「県外での合同企業研究会（東京・名古屋・大阪・京都）」4会場に参加する学生

イ 企業

- ・本県に本社を有する企業または事業所が立地する企業（本県内の事業所に配属する予定がある企業に限る）で、福井県が選定する（3～5社程度）。（30代までの先輩社会人が参加予定）

（開催時期）

- ・福井県が実施する「県外での合同企業研究会（東京・名古屋・大阪・京都）」の当日の午前中

（開催回数）

4回

(会場)

- ・「県外での合同企業研究会（東京・名古屋・大阪・京都）」と同会場とし、福井県が確保する。

(内容)

- ・参加学生が、各会場に先輩社会人（概ね入社5年程度）に就職活動、今後のキャリア（福井へのU I ターンへの想い）等について気軽に聞け、福井で働く魅力を伝える交流会を開催する上での会場設営、司会・進行を行うこと。
- ・進行の際、学生が次の行動を採るきっかけとなるような仕掛けを行うこと
 - ・福井県内の業界・企業研究を行うこと
 - ・将来福井にU I ターンを考えること
 - ・福井県の学生就職支援サービス（291 JOBS新卒またはキャリアナビセンター）を紹介・登録する時間を設けること
- ・参加学生が午後からの合同企業研究会に向けて、昼食を手配すること。
- ・各会場までの旅費については委託料に含むものとする。
- ・参加学生に対して交通費の支援となるような金券（Quo カード Pay など）を各会場それぞれ20,000円分調達し、学生に提供すること（学生1人当たりの金額や配布方法は県と協議の上決定する）

⑥保護者向け学生就職支援事業

(趣旨、内容)

- ・大学（院）、短大、高専、専修学校等の学生の保護者を対し、県内企業の情報等を伝える機会を設け、保護者の当該企業およびその業界への理解を深める業界研究会を実施すること。
- ・業界研究会について1回につき3社程度参加するよう企画すること。また開催日ごとに極力異なる企業が参加するよう企画すること。
- ・現在の就職活動事情、学生への接し方等を説明する場を設け、それらへの理解を深めるセミナーを実施すること。

(開催時期、回数)

- ・令和8年4月～令和9年3月の期間内に計2回実施すること。業界研究会およびセミナーの同日開催も可とする。また福井県全域からの参加を促すためオンラインでの開催も検討すること。

(広報)

- ・業界研究会およびセミナーについて、各回30人以上の参加者を集めることを目標とすること。
- ・集客のために有効な広報手段を実施すること。
- ・なお、県が所有する福井県内の高等学校を卒業した県内外の学生等（各学年約4,000人）の住所（実家）宛てに郵便物を送付することも可能であるが、これに係る費用（郵送料等）はすべて受託者が負担すること。

⑦北陸エリア・大学4年生重点対応事業

(北陸エリア対応)

- ・北陸エリア（石川県、富山県）の大学を訪問し、情報交換および関係強化に努めること（月1回以上、年2回／校以上）。
- ・学内での相談会や就活セミナーがある場合は、福井県として参加すること。
- ・県内企業を招いた学内説明会の開催に向けて協議し、開催すること。
- ・就職支援協定の締結について、大学への提案を行うとともに、締結にむけ県と連携すること。
- ・北陸エリアに進学した学生のUIターン就職を促進するため、学生相談（②に準ずる）を実施すること。
- ・県が北陸エリアで就活イベントを実施する場合は学生の集客に努めるとともに、イベント当日の参加を行うこと。

(大学4年生対応)

- ・就職先未内定の大学4年生に対し県内企業の紹介を行い、県内就職に向けた支援を行うこと。
- ・県外オフィスと連携し、学生対応に関する支援の要請がある場合は、対応すること。
- ・大学4年生に関する求人情報など県内企業からの情報収集に努めること。
- ・国や市町等が開催する大学4年生を対象とした就活イベントがある場合は参加すること。

(合同企業説明会の企画、開催)

- ・2027年3月卒業予定者を主な対象としたものであること。
- ・令和8年5月から9月の間に実施すること。
- ・県内企業120社以上、1社につき1.5時間以上の参加があるものであること。
- ・Fスクエアのフリースペースで実施すること。ただし、事前に県の承認を得た場合にあつては、この限りでない。

(実施態勢)

- ・キャリアアドバイザーを②に定める者とは別に1名配置し、実施日（実施時間）の半分程度（概ね週3日）Fスクエアに配置すること。
- ・キャリアアドバイザーは、キャリアコンサルタントの資格を有する者であることが望ましい。
- ・学生相談に関する対応は、②に準ずる。

⑧学生とふくアプリを活用した学生コミュニケーション創出事業との連携支援

- ・学生コミュニケーション創出を目的としたふくアプリの利用促進のため、現役大学生と意見交換を実施すること。
- ・進学後も福井県内で学生が楽しめる情報発信の内容を検討し、意見の取りまとめを行うこと。
- ・大学生への謝金等の額は、業務内容や拘束時間等を考慮の上、その他の大学生を対象とするアルバイトと比較し妥当な金額であること。

- ・各事業の打合せ等準備に関しても学生への謝金を支払えるものとするが、当該事業に関する打ち合わせに関する部分のみとすること。

⑨情報発信事業

(趣旨)

- ・県内外の学生の福井県内での就職に資する情報について、発信を行うこと。
- ・発信する情報は、Fスクエアで実施する催事の情報に限るものではなく、県その他の行政機関が実施する催事、これらの機関が実施する施策、これらの機関が実施した調査結果等に関する情報を含むものであること。

(WEBページによる情報発信)

- ・WEBページによる情報発信を行うこと。
- ・WEBページは、291JOBSなど県の他のWEBページと相互利用が容易なものとなるよう努めること。
- ・②～⑥に関する告知を掲載すること。特に③～⑥は、遅くとも開催日の2週間前に掲載するよう努めること。
- ・③～⑥の事後に、実施の様子が分かる記事を掲載するよう努めること。
- ・県その他の行政機関が実施する催事を掲載すること。当該情報は原則として県が提供するが、受託者においても情報収集に努めること。
- ・記事は、受託者が作成すること。

(学生向けメールマガジンの発行)

- ・Fスクエア利用者、その他県が指示する者を対象に、メールマガジンを発行すること。
- ・原則として、週1回発行すること。発行の曜日、時刻を固定するなど、情報発信効果を高めるよう努めること。
- ・②～⑥に関する情報を発信すること。特に③～⑥は、遅くとも開催日の2週間前に発信するとともに、開催直前の期間に改めて発信するなど、情報発信の効果を高めるよう努めること。
- ・県その他の行政機関が実施する催事、これらの機関が実施する施策、これらの機関が実施した調査結果等に関する情報について発信すること。当該情報は原則として県が提供するが、受託者においても情報収集に努めること。
- ・記事は、受託者が作成すること。

(大学向けメールマガジンの発行)

- ・県が指示する大学を対象に、メールマガジンを発行すること。
- ・原則として、月1回発行すること。発行の曜日、時刻を固定するなど、情報発信効果を高めるよう努めること。
- ・②～⑥に関する情報を発信すること。特に③～⑥は、遅くとも開催日の2週間前に発信するとともに、開催直前の期間に改めて発信するなど、情報発信の効果を高めるよう努めること。
- ・県その他の行政機関が実施する催事、これらの機関が実施する施策、これらの機関が実施した調査結果等に関する情報について発信すること。当該情報は原則として県が提供するが、受託者においても情報収集に努めること。

- ・記事は、大学が学生に勧奨しやすい内容、構成のものを、受託者が作成すること。

(LINEによる情報発信)

- ・LINEによる情報発信をすること。
- ・LINEのメニュー機能を用い、利用者が必要とする情報に容易に到達できるようにすること。
- ・②～⑥に関する情報の掲載（利用者からの問い合わせに対する応答メッセージ）をすること。特に③～⑥は、遅くとも開催日の2週間前に掲載をするとともに、開催直前の期間に改めて掲載するなど、情報発信の効果を高めるよう努めること。
- ・県その他の行政機関が実施する催事の掲載をすること。当該情報は原則として県が提供するが、受託者においても情報収集に努めること。
- ・原則として、週1回、メッセージ配信（受託者による能動的な情報発信）をすること。発行の曜日、時刻を固定するなど、情報発信効果を高めるよう努めること。
- ・記事は、受託者が作成すること。

(学生の需要の高い方法による情報発信)

- ・インスタグラム、X(旧Twitter)その他の学生の需要の高い方法により、情報発信をすること。
- ・発信する記事は、受託者が作成すること。

(情報の記録等)

- ・発信した内容、配信日時等については、記録し、県に提出すること。

(学生むけ広報物の改善およびSNSによる発信)

- ・学生の意見を取り入れたチラシ等各種製作物の改善を行うためのワークショップを実施すること。ワークショップは、デザインに興味のある県内外学生を広く対象とし、学生目線で県事業が「伝わる、興味を持てる」広報物の制作を目的とすること。
- ・ワークショップの実施にあたっては、デザインに取り組む学生のフォローや進捗管理を行うスタッフを配置すること。
- ・ワークショップの実施にあたり必要なツール(Canvaプロ等)について、受託者においてアカウントを取得し、県および受託者、参加学生等が利用できる体制を構築すること。
- ・ワークショップ参加学生への謝金等の額は、業務内容や拘束時間等を考慮の上、その他の大学生を対象とするアルバイトと比較し妥当な金額であること。
- ・各事業の打合せ等準備に関しても学生への謝金を支払えるものとするが、当該事業に関する部分のみとすること。

⑩福井県UIターン奨学金返還支援早期枠対象者支援事業

- ・県で実施する「福井県UIターン奨学金返還支援制度」の早期枠に申込みした学生に対し、②のカウンセリングおよび当該支援制度の概要を説明すること。
- ・学生の募集および申込みに関しては県が実施し、県から学生の連絡先等を提供する。学生とのカウンセリングの日程調整は受託者で行うものとする。
- ・②のカウンセリングは各学生2回以上実施することとし、福井県主催のイベントに1回以上参加するよう案内すること。

- ・2028年3月に卒業を予定する学生には県が実施する「ふくいインターンシップ」への参加を案内すること。ただし、希望職種がふくいインターンシップの登録されているプログラムにない場合はこの限りでない。

(2) UIターン就活等交通費支援金支給事務

支援金に関する事務は、この節((2))に記載の内容を標準として、県が別に定めるものであること。

①UIターン学生就活交通費等支援金の交付等の事務

(交通費支援金の交付要件、交付額)

- ・次表の対象者が、対象イベントに参加した場合、その移動の際に生じた対象交通費の全部または一部を支援するため、所定額を交付すること。

対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福井県外の大学等（大学院、大学、短期大学、高等専門学校および専修学校）の学生 ②福井県外に居住する者であること。 ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。 ④この支援金の交付を申請年度内に、4回以上受けていないこと。ただし、移住希望者交通費支援金の交付を受けた者については当支援金の申請可能回数を1回減ずるものとする。 ⑤所定の手続で申請すること。
対象イベント	<p>次のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県が主催、後援等をする就職活動関連イベント ②県内企業が個別に県内で行う企業見学会、インターンシップ、企業説明会、選考活動（採用面接等） ③県の県内就職支援施策の利用（個別相談等） ④その他のイベント等であって県が県内就職に資すると認めるもの
対象交通費	<p>次のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住所地と対象イベント会場または帰省先までの間を公共交通機関で移動した場合の乗車券、急行券、指定席券の料金およびこれらに類する利用料金。この場合において、その経路（往路と復路をまとめて申請する場合は、それぞれの経路）は、次のすべてを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ㊦都道府県境を越えるものであって、出発地または到着地が福井県内であること。 ㊧同一日に出発地から目的地まで直行するものであること。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。 ㊨当該経路にかかる交通費について、国、県、市町その他の公的機関または企業等から、同趣旨の支援金の交付を受けていないこと。 ②住所地と対象イベント会場または帰省先までの間を自家用車で移動した場合の有料道路利用料金およびこれに類する料金。この場合において、①の後

	<p>段を準用する。</p> <p>なお、燃料費や駐車場代、その他諸経費は除く。</p>	
所定額	次表の対象者の住所に応じた額と対象交通費のうち低い方の額	
	対象者の住所	額
	下記以外の都道県（福井県を除く。）	15,000
	埼玉県、鳥取県	14,000
	群馬県、新潟県、香川県	13,000
	静岡県、岡山県	12,000
	長野県	11,000
	和歌山県	10,000
	三重県	8,000
	大阪府、兵庫県	7,000
	愛知県、奈良県	6,000
	富山県、岐阜県、滋賀県、京都府	5,000
	石川県	3,000

（宿泊費支援金の交付要件、交付額）

- ・次表の対象者が、対象イベントに参加した場合、その移動の際に生じた対象宿泊費の全部または一部を支援するため、所定額を交付すること。

対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>①上記交通費支援金を申請した者であること。</p> <p>②福井県外の出身者であること。</p> <p>③この支援金の交付を申請年度内に、4回以上（最大10泊）受けていないこと。</p> <p>④所定の手続で申請すること。</p>
対象イベント	<p>次のいずれかであること。</p> <p>①県が主催、後援等をする就職活動関連イベント</p> <p>②県内企業が個別に県内で行う企業見学会、インターンシップ、企業説明会、選考活動（採用面接等）</p> <p>③県の県内就職支援施策の利用（個別相談等）</p> <p>④その他のイベント等であって県が県内就職に資すると認めるもの</p> <p>※ただし、①～④のうち公務員の採用に関する活動は除く。</p>
対象宿泊費	<p>次のいずれかを満たすこと。</p> <p>①対象イベントの開催日または前日にかかる宿泊費において、次のすべてを満たすこと。</p> <p>①福井県内の宿泊施設に宿泊したものであること。</p> <p>②当該宿泊費について、国、県、市町その他の公的機関または企業等から、同趣旨の支援金等の交付を受けていないこと。</p> <p>③一度の来県で、複数の対象イベントに参加する場合、または、連続した複数日に渡り開催される対象イベントに参加する場合は、その開催日または前日</p>

	にかかる宿泊費（最大5泊まで）において、上記④⑤を満たすこと。
所定額	所定額（8,000円/泊）と対象宿泊費のうち低い方の額

（手続）

- ・申請者から交付申請書の提出を受けること。この場合、当該交付申請書のうち対象イベントの参加を証する部分および対象交通費（宿泊費）の支払いを証する部分は書面によることとし、それ以外は書面または電磁的方法によること。
- ・交付申請書を受理した場合、直ちにその内容を確認すること。
- ・適切な交付申請書を受理した日から1ヶ月以内に、申請者に所定額を交付すること。この場合、交付は銀行振込によることとし、振込手数料は受託者が負担すること。ただし、交付の事実を後日書面で明らかにできる場合は、銀行振込以外の方法を用いても構わない。
- ・訪問日の翌々月まで交付申請書の提出がない場合は、申請を取り消すこととする。ただし対象者から事前に連絡があり、提出が遅れる理由が合理的である場合はこの限りではない。
- ・不適切な申請があった場合は、申請できないこと、補正すべきこと等を申請者に連絡すること。

（申請窓口等）

- ・Fスクエアに申請受付窓口を設けること。
- ・交付業務にあたり、センターと密に連携をとること。
- ・県が指定する催事の会場に申請受付窓口を設けること（年10回程度）。
- ・郵送による申請に対応すること。
- ・申請に資するよう、事前受付WEBページを開設すること。当該ページは、スマートフォンからのアクセスも可能とすること。
- ・支援金制度、申請方法等に関する問い合わせに対応すること。
- ・少なくともFスクエア窓口、電話、ファクシミリ、電子メールでの問い合わせに対応すること。

（申請受付マニュアルの整備）

- ・申請受付に資するマニュアルを作成すること。
- ・県が指定する催事において、受付業務を円滑に行うため、マニュアルおよび受付に必要な書類を当該催事の主催者等に送付すること。

（データベース等の構築）

- ・受付番号、受付日、申請者名、居住都道府県、対象者の種別、交付日、交付額を一覧にしたデータベースを構築すること。
- ・申請者からの問い合わせ、申請者への連絡事項等について記録をし、複数人で確認できるようにしておくこと。後日県職員が確認できるようにしておくこと。
- ・データベースは、十分なセキュリティが保たれていること。

（実施態勢その他）

- ・申請の内容確認および支払いのそれぞれの事務につき複数の者が携わることとし、誰が携わったが後に分かるように記録をすること。その他、効果的な内部牽制が働くよう提案すること。
- ・UIターン就活等交通費支援金事務の手順を定めた事務要領を作成し、その適用

前に県の承認を得ること。当該要領を改正する場合も同様とする。

- ・ Fスクエアの開所時間に同所において申請、問い合わせ等に遅滞なく対応すること。
- ・ 県が指定する催事における申請受付において、対応に遅滞がないよう必要な人員を配置すること。
- ・ 交付申請書および支払いの事実を明らかにする書面または電磁的記録を契約終了の日から5年間保存すること。
- ・ 支援金交付用に、専用の銀行口座を設けることが望ましい。
- ・ 当交通費支援の申請者のうち、東京圏の学生を対象とした国、県、市町による地方就職学生支援金の対象となり得る者がいる場合は、当支援金制度を紹介し学生の意向等を聞き取ったうえで、該当する市町の窓口を紹介すること。

(県への報告)

- ・ 申請者名件数、申請に係る額、交付件数、交付額、当該交付を証する書類（銀行口座の通帳の写し等）を毎月県に報告すること。

②移住希望者交通費支援金の交付等の事務

(交通費支援金の交付要件、交付額)

- ・ 次表の対象者が、対象イベントに参加した場合、その移動の際に生じた対象交通費の全部または一部を支援するため、所定額を交付すること。

対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>①福井県内への移住を希望し、または検討している者（世帯単位での申請を認め、この場合の上限人数は別に定める。「J」）</p> <p>②福井県外に居住する者であること。</p> <p>③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。</p> <p>④この支援金の交付を申請年度内に、1回以上受けていないこと。</p> <p>⑤所定の手続で申請すること。</p>
対象イベント	<p>次のいずれかであること。</p> <p>ただし、「UIターン学生就活交通費等支援金」の対象者に該当するものは、②、③に限る。</p> <p>①本県での就職に向けての活動として以下に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町が主催および共催する就活イベントへの参加 ・ 企業等の見学、採用試験（面接）のため <p>※ただし、次の活動は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 公務員採用試験の受験 イ 採用が決定した後の企業訪問 <p>②移住後の住居探しのための活動として以下に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産業者を介しての物件下見のため <p>※ただし、入居物件への契約後の下見や打合わせは除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が運営する空き家バンクの物件下見のため <p>③移住を前提とした福井県の情報収集のための活動として以下に該当するもの</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井暮らしはたらくサポートセンターや市町相談窓口・公的機関での面談による相談 ・ 県、市町が主催する移住のための相談会、ワーケーション、移住体験ツアー、県内視察等への参加 ・ ふくい移住サポーター、移住促進チーム、県内地域おこし協力隊員との面談 ・ 市町が運営するお試し移住体験施設でのお試し移住体験 																								
対象交通費	<p>次のいずれかを満たすこと。</p> <p>①住所地对象イベント会場または帰省先までの間を公共交通機関で移動した場合の乗車券、急行券、指定席券の料金およびこれらに類する利用料金。この場合において、その経路（往路と復路をまとめて申請する場合は、それぞれの経路）は、次のすべてを満たすこと。</p> <p>①都道府県境を越えるものであって、出発地または到着地が福井県内であること。</p> <p>②同一日に出発地から目的地まで直行するものであること。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>③当該経路にかかる交通費について、国、県、市町その他の公的機関または企業等から、同趣旨の支援金の交付を受けていないこと。</p> <p>②住所地对象イベント会場または帰省先までの間を自家用車で移動した場合の有料道路利用料金およびこれに類する料金。この場合において、①の後段を準用する。</p> <p>なお、燃料費や駐車場代、その他諸経費は除く。</p>																								
所定額	<p>次表の対象者の住所に応じた額に対象イベント参加者数（対象者④に該当しない者、小学生等の計上方法については別に定める。）を乗じた額と対象交通費のうちの低い方の額</p> <p>ただし、別途定める規定において、経路逸脱等が認められる場合には、対象交通費の半額を支給額とする。</p> <table border="1" data-bbox="534 1444 1404 2027"> <thead> <tr> <th>対象者の住所</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の都道県（福井県を除く。）</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>埼玉県、鳥取県</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>群馬県、新潟県、香川県</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>静岡県、岡山県</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>和歌山県</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>大阪府、兵庫県</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>愛知県、奈良県</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>富山県、岐阜県、滋賀県、京都府</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>	対象者の住所	額	下記以外の都道県（福井県を除く。）	15,000	埼玉県、鳥取県	14,000	群馬県、新潟県、香川県	13,000	静岡県、岡山県	12,000	長野県	11,000	和歌山県	10,000	三重県	8,000	大阪府、兵庫県	7,000	愛知県、奈良県	6,000	富山県、岐阜県、滋賀県、京都府	5,000	石川県	3,000
対象者の住所	額																								
下記以外の都道県（福井県を除く。）	15,000																								
埼玉県、鳥取県	14,000																								
群馬県、新潟県、香川県	13,000																								
静岡県、岡山県	12,000																								
長野県	11,000																								
和歌山県	10,000																								
三重県	8,000																								
大阪府、兵庫県	7,000																								
愛知県、奈良県	6,000																								
富山県、岐阜県、滋賀県、京都府	5,000																								
石川県	3,000																								

(申請窓口等)

- ・福井県定住相談窓口「福井暮らしはたらくサポートセンター」(以下「センター」と呼ぶ。)を申請受付窓口とする。ただし、交付業務に関してはこの限りではない。
- ・交付業務にあたり、センターと密に連携をとること。
- ・申請に資するよう、事前受付WEBページを開設すること。当該ページは、スマートフォンからのアクセスも可能とすること。

(手続)

- ・センターから適切な交付申請書を受理した日から1ヶ月以内に、申請者に所定額を交付すること。この場合、交付は銀行振込によることとし、振込手数料は受託者が負担すること。ただし、交付の事実を後日書面で明らかにできる場合は、銀行振込以外の方法を用いても構わない。

(実施態勢その他)

- ・申請の支払事務につき複数の者が携わることとし、誰が携わったが後に分かるように記録をすること。その他、効果的な内部牽制が働くよう提案すること。
- ・交付申請書および支払いの事実を明らかにする書面または電磁的記録を契約終了の日から5年間保存すること。
- ・支援金交付用に、専用の銀行口座を設けることが望ましい。
- ・受付番号、申請者名、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、交付日、交付額等の一覧をセンターに報告すること。

③支援金に関する広報

(WEBページおよびチラシ)

- ・支援金制度を広報するためのWEBページおよびチラシを作成すること。
- ・広報は、学生、学生の家族、県内企業および移住希望者にとって分かりやすいものとなるよう、それぞれ別に作成するなど工夫すること。
- ・UIターン学生就活交通費等支援を対象としたチラシを20,000部以上作成し、県に納品すること。うち8,000部以上を学生、学生の家族等県が指定する者に送付すること。この場合の封筒の手配および封入作業は受託者において行い、発送費用は受託者が負担すること。なお、チラシ送付は、A4厚紙DMによることができる。
- ・移住希望者交通費支援を対象としたチラシを2,000部以上作成し、県に納品すること。
- ・チラシのPDFデータをWEBページに掲載し、アクセスした者が自由にダウンロードできるようにすること。
- ・チラシの電子データを県に提出すること。県は、当該データの利用、加工、頒布が自由にできるものとする。
- ・チラシの種類、内容、部数は、県と協議すること。

④契約金額の減額

- ・ 支援金の交付件数および交付額は、次のとおり想定している。

(交通費支援)

	交付件数	交付額
U I ターン学生就活交通費等支援	1, 250 件	10, 875, 000 円
移住希望者交通費支援	225 件	3, 150, 000 円

(宿泊費支援)

	交付件数	交付額
U I ターン学生就活交通費等支援	330 件	2, 640, 000 円

- ・ 次表の左欄の区分に応じ、中欄の額が右欄の額を超えた後は、支援金の交付を止めること。

(交通費支援)

U I ターン学生就活交通費等支援	$1, 600 \text{ 円} \times \text{交付件数} + \text{交付額}$	$1, 600 \text{ 円} \times 1, 250 + 10, 875, 000 \text{ 円}$
移住希望者交通費支援	$1, 600 \text{ 円} \times \text{交付件数} + \text{交付額}$	$1, 600 \text{ 円} \times 330 + 3, 150, 000 \text{ 円}$

(宿泊費支援)

U I ターン学生就活交通費等支援	$1, 600 \text{ 円} \times \text{交付件数} + \text{交付額}$	$1, 600 \text{ 円} \times 330 + 2, 640, 000 \text{ 円}$
-------------------	--	---

- ・ 前項の表の左欄の区分に応じ、中欄の額が右欄の額より少ない場合は、その差額を契約金額から減額すること。
- ・ 福井県外居住者（学生を含む。）の福井県内での就職または移住に資する事業で県が特に指示したものを受託者がした場合は、当該事業に係る費用分は、前項の減額をしないものとする。
- ・ 虚偽申請などにより申請者が不正に支援金を受領したことが契約終了の日から5年以内に明らかになった場合、受託者に過失がない場合であっても、当該申請者に対する交付金額および1, 600円の合算額を県に返還すること。
- ・ 前項の額を県の指定した期日までに返還しない場合、期日の翌日から返還の日までの日数に応じて、その未納にかかる金額につき年10.95パーセントの割合で計算した額を加算すること。

(3)「お試しテレワーク」支援金支給事務

当支援金に関する事務は、この節((3))に記載の内容を標準とする。

①滞在費の支給等の事務

(支援金の交付要件、交付額)

- ・ 次表の対象者が、テレワークにより居住地での業務を継続しながら本県に滞在することを目的として来県した際に、生じた対象交通費および滞在費について所定額を交付すること。

対象者	次の要件を全て満たすこと ①福井県外に居住し、就業している個人または法人
-----	---

	<p>②所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により来県した場合であつて、居住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。</p> <p>④この滞在費の交付を通算2回以上受けていないこと</p> <p>⑤所定の手続で申請すること。</p> <p>⑥滞在期間中は県内にて宿泊すること</p> <p>⑦滞在期間中、滞在7日毎に1回以上、県内コワーキングスペース※等を利用すること。</p> <p>⑧お試しテレワーク期間のうち県内滞在日数が7日以上あること。</p> <p>なお、住所地または勤務先、用務のため本県に滞在しない期間は県内滞在日数に含めない。</p> <p>※コワーキングスペースに該当するか否かの判断については、申請のあった都度県に確認すること</p>								
対象交通費	<p>次のいずれかを満たすこと。</p> <p>①住所地又は勤務先と滞在先までの間を公共交通機関で移動した場合の乗車券、急行券、指定席券の料金およびこれらに類する利用料金。この場合において、その経路（往路と復路をまとめて申請する場合は、それぞれの経路）は、次のすべてを満たすこと。</p> <p>①都道府県境を越えるものであつて、出発地または到着地が福井県内であること。</p> <p>②同一日に出発地から目的地まで直行するものであること。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>③当該経路にかかる交通費について、国、県、市町その他の公的機関または企業等から、同趣旨の支援金の交付を受けていないこと。</p> <p>②住所地又は勤務先と滞在先までの間を自家用車で移動した場合の有料道路利用料金およびこれに類する料金。この場合において、①の後段を準用する。</p> <p>※住所地または勤務先と滞在先との移動については、下記の通り県内滞在日数に応じて最大2回支給するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="456 1588 1428 1783"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 1588 748 1686">県内滞在日数</th> <th data-bbox="748 1588 1083 1686">(ア) 県内赴任に係る交通費</th> <th data-bbox="1083 1588 1428 1686">(イ) 一時離県に係る交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1686 748 1733">8日～15日</td> <td data-bbox="748 1686 1083 1733" rowspan="2">1回</td> <td data-bbox="1083 1686 1428 1733">1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1733 748 1783">16日以上</td> <td data-bbox="1083 1733 1428 1783">2回</td> </tr> </tbody> </table>	県内滞在日数	(ア) 県内赴任に係る交通費	(イ) 一時離県に係る交通費	8日～15日	1回	1回	16日以上	2回
県内滞在日数	(ア) 県内赴任に係る交通費	(イ) 一時離県に係る交通費							
8日～15日	1回	1回							
16日以上		2回							

所定額 (交通費)	次表の対象者の住所に応じた額と対象交通費のうち低い方の額	
	対象者の住所	額
	下記以外の都道県（福井県を除く。）	15,000
	埼玉県、鳥取県	14,000
	群馬県、新潟県、香川県	13,000
	静岡県、岡山県	12,000
	長野県	11,000
	和歌山県	10,000
	三重県	8,000
	大阪府、兵庫県	7,000
	愛知県、奈良県	6,000
	富山県、岐阜県、滋賀県、京都府	5,000
所定額 (滞在費)	県内滞在日数に応じて1日あたり1,000円を支給する。ただし、支給対象となる県内滞在日数は最大30日とする。	

(申請窓口等)

- ・センターを申請受付窓口とする。ただし、交付業務に関してはこの限りではない。
- ・申請に資するよう、事前受付WEBページを開設すること。当該ページは、スマートフォンからのアクセスも可能とすること。

(交付事務等)

- ・交付業務にあたり、センターと密に連携をとること。

(実施態勢その他)

- ・交付申請書および支払いの事実を明らかにする書面または電磁的記録を契約終了の日から5年間保存すること。
- ・支援金交付用に、専用の銀行口座を設けることが望ましい。

(県への報告)

- ・受付番号、申請者名、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、交付日、交付額等の一覧をセンターに報告すること。

②「お試しテレワーク」支援金に関する広報

(Web ページおよびチラシ)

- ・当支援金制度を広報するためのWeb ページおよびチラシを作成すること。
- ・広報は、個人向けおよび法人向けに分けるなど、利用者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。
- ・対象者を対象としたチラシを2,000部以上作成し、県に納品すること。
- ・チラシのpdfデータをWeb ページに掲載し、アクセスした者が自由にダウンロードできるようにすること。
- ・チラシの電子データを県に提出すること。県は、当該データの利用、加工、頒布が自由にできるものとする。
- ・チラシの種類、内容、部数は、県と協議すること。

③契約金額の減額

- ・ 支援金の交付件数および交付額は、次のとおり想定している。

	交付件数	交付額
交通費助成	36 件	1,419,000 円
滞在費助成	36 件	760,000 円

- ・ 次表の左欄の額が右欄の額を超えた後は、支援金の交付を止めること。

交通費・滞在費助成	$1,600 \text{ 円} \times \text{交付件数} + \text{交付額}$	$1,600 \text{ 円} \times 36 + 2,179,000 \text{ 円}$
-----------	---	---

- ・ 前項の表の左欄の額が右欄の額より少ない場合は、その差額を契約金額から減額すること。
- ・ 虚偽申請などにより申請者が不正に支援金を受領したことが契約終了の日から5年以内に明らかになった場合、受託者に過失がない場合であっても、当該申請者に対する交付金額および1,600円の合算額を県に返還すること。
- ・ 前項の額を県の指定した期日までに返還しない場合、期日の翌日から返還の日までの日数に応じて、その未納にかかる金額につき年10.95パーセントの割合で計算した額を加算すること。

(4) Fスクエアにおける講義関係等

- ・ Fスクエアにおいて開講する講義について、各大学の教務担当者と講義の開講スケジュールを連絡調整の上、必要な教室を確保（利用予約・申請）するとともに、その利用にかかる料金の支払いを行うこと。
- ・ 使用する教室はアオッサ7階706・707会議室（無償）を最優先とするが、予約状況や講義の定員等に応じて経済性を考慮した上で、7階・6階の各研修室、8階の県民ホール、JR福井駅周辺の貸会議室（有償）を確保すること。

※令和8年度に開講予定の講義にかかる教室としてアオッサ7階706・707会議室を確保済み。開講方法やスケジュール、予定受講人数に変更・追加があった場合に、必用に応じて上記の他の教室を確保すること。

- ・ 令和8年度の予約見込み（想定上限）としては、下記のとおり。

	前期	後期
その他教室	14 回	14 回

- ・ 令和9年度の教室確保（アオッサ7階706・707会議室）について、令和8年度中に受託者において行うこと。
- ・ Fスクエアで開催される大学私学課主催事業の業務補助および広報資料の制作を行うこと。
- ・ Fスクエアの利活用や大学間の垣根を越えた交流を促す情報発信ホームページ（週2回）、SNS（Twitterなど学生の需要の高い方法、1日1回以上）の更新等を行うこと。
- ・ 大学間の垣根を越えた交流・活動を促すイベントの企画・運営（ふくい地域創生士の交流事業、県が実施するPBL参加学生の交流事業等）を行うこと。

- ・本事業の経費は、事業実施にあたり必要となる経費とし、教室の借上経費について、実績により精算するものとする。この場合、振込にかかる手数料は受託者において負担すること。

(5) 県内進学強化業務

- ・県内高校生を対象とし、県内大学への進学を促進するため、次の①～⑤を実施すること。
- ・本事業の経費は、事業実施にあたり必要となる経費とする。
ただし、備品購入費は発注者に事前の承諾を必要とする。

①県内大学のオープンキャンパス情報等を集約して魅力発信

- ・令和8年度に県内大学および短期大学が実施するオープンキャンパスの開催日・概要情報等を集約し県内高校へ情報発信すること。
- ・集約した情報を掲載した広報媒体を作成し、県内すべての高校（1～3年生）へ年1回以上配布すること。
- ・広報媒体の部数は25,000部程度を想定。

②合同開放講義の開催（県内高校への合同出張講義）

- ・県内大学および短期大学が合同で県内高校へ出向き、「模擬授業」、「大学での学びや研究の紹介」、「先輩大学生との交流会」など県内大学等への進学につながる事業を実施すること。
- ・具体的には、大学等への進学を目指す県内高校に対して、事業に関する日程、派遣する講師や分野の希望等の照会を発注者と協力し行い、高校の求めに応じて県内大学等と内容を調整のうえ実施すること。
- ・講師派遣等の謝金（旅費含む）については高校側から大学側へ直接支払われるので、原則として当事業の委託費には含まない。
- ・事業完了後には各高校から報告書の提出を受け、各大学へ提出すること。

③県内大学の授業を高校生へ開放（県内高校生を対象とした先取り履修）

- ・県内高校生に対して、大学の教育・研究内容に触れる機会を創出するため、高校生向けに構築した特別公開講座を、県内大学等と時期や内容を調整のうえ実施すること。
- ・実施場所は自大学またはFスクエアとする。
- ・実施回数は、年間30講座程度を想定している。
- ・公開講座の開催日・概要情報等を集約し県内高校へ情報発信すること。
- ・集約した情報を掲載した広報媒体を作成し、県内すべての高校（1～3年生）へ年1回以上配布すること。
- ・広報媒体の部数は25,000部程度を想定。
- ・特別公開講座を実施した大学の講師に対して、謝金（旅費含む）を支払うものとする。謝金（旅費含む）は1,300円/10分を基本とし、県内大学等と調整して決めたいうで、実績により精算するものとする。この場合、振込手数料は受託者において負担すること。

④大学生による高校生のための進学サポート

- ・県内大学への進学を促進するため、県内高校生を対象に、受験勉強の方法やキャンパスライフ等の質問に関する相談対応、進学に関する情報発信を現役大学生が行う制度（Fスクアサークル）を令和7年度より引き続き実施すること。実施に当たっては前年度受託者より遅滞なく業務を引き継ぐこと。
- ・次のア～エなどにより、高校生に対して進学に関する相談や情報発信に現役大学生が対応する事業を実施すること。
 - ア オンライン相談会
想定回数 2回以上
 - イ 対面相談会（Fスクエアを想定）
想定回数 2回以上
 - ウ 高校へ出向く出張相談会
想定回数 1回以上
 - エ SNSを活用した県内進学に関する情報発信
想定回数 10回以上
- ・事業に参加した大学生に対して、必要に応じて謝金や旅費を支払うこと。
- ・大学生への謝金等の額は、業務内容や拘束時間等を考慮の上、その他の大学生を対象とするアルバイトと比較し妥当な金額であること。
- ・各事業の打合せ等準備に関しても学生への謝金を支払えるものとするが、当該事業に関する打ち合わせに関する部分のみとすること。
- ・大学生への謝金・交通費は実績により精算するものとする。この場合、振込手数料は受託者において負担すること。

⑤その他

- ・Fスクエアのフリースペースの一部を県内高校生に対して利用させること。なお、フリースペースの予約についてLINEにて行えるよう整備すること。
- ・広報媒体を作成し、FスクアサークルやFスクエアの高校生利用等の取組みについて、県内すべての高校（1～3年生）へ年1回以上配布すること。
- ・広報媒体の部数は25,000部程度を想定。
- ・Fスクエアに県内大学紹介コーナーを設置し、最新情報の掲示、高校生等の閲覧を促進するための企画を行うこと。また、県と協力し、県内各地（福井市以外や期間限定を含む）でも同様のコーナーを設置すること。

(6) 講義受講学生への交通費支援業務

Fスクエア講義の受講学生に対して、次の支援を行うこと

- ・公共交通機関を利用する受講生に対して、出席回数に応じて往復運賃を助成する。

	平日	土休日（集中講義含む）
対象校	福井大学、福井工業大学（5限目終了後のみ）、仁愛大学、福井医療大学、敦賀市立看護大学、仁愛女子短期大学	すべての大学、短期大学

助成額	各大学からFスクエアまでの往復運賃	自宅からFスクエアまでの往復運賃
申請回数 (想定上限)	684回	448回

- ・自家用車で通学する受講生が福井駅西口地下駐車場を利用した場合、講義時間に応じた時間分の無料駐車券を配布する。また、その利用にかかる料金を当該駐車場管理者からの請求に基づき支払う。

	平日	土休日（集中講義含む）
申請回数 (想定上限)	180回	319回

- ・本事業の経費は、受講生への交通費助成（公共交通機関の往復運賃、無料駐車券）とし、実績により精算するものとする。この場合、振込にかかる手数料は受託者において負担すること。
- ・上記の支援制度について、講義オリエンテーション等において学生への周知を実施すること。

（7）県内大学等への進学者応援事業補助金事務処理における審査業務

福井県内の大学、短期大学（認定専攻科含む）、高等専門学校（認定専攻科含む）および専門学校（専修学校（専門課程））に進学する者に対し、家賃や通学にかかる交通費の低減を図るとともに、県内の就職情報等を効果的に発信することで県内定着を促進することを目的とした補助金を適切に交付するため、次の業務を行うこと。

なお、事業の実施にあたり、必要となる人員、会場、備品及び設備等（専用電話回線開設、電子メールアドレスおよび進捗管理システム等の設定を含む。）（以下、事務局という）を確保のうえ、事業を執行管理できる運営体制を構築すること。

①交付申請に係る業務

- ・申請者から交付申請書の提出を受けること。この場合、当該交付申請書のうち住民票の写しや在籍証明書は書面によることとし、それ以外は書面または電磁的方法によること。
※やむを得ず期間内に提出できないと申請者から連絡があった際は、県へ相談すること。
- ・申請者が対象者に該当しているかを審査すること。また、交付申請書ならびに添付書類の記載内容を確認および過不足を確認し、記載内容および書類の過不足については、該当申請者に適宜連絡をとり、書類を整えること。
- ・審査の結果、対象者に該当しない場合は申請できないこと等を申請者に連絡すること。
※補助金の対象、要件、補助金額等は別途定める要領およびマニュアルに基づく。
- ・審査が完了した申請書類に係る必要情報を入力した集計データを作成し、県に提出すること。

- ・債権債務者登録に係る必要情報を入力した集計データを作成し、県に提出すること。
 ※集計データは、県が指定した様式を用いること。
 ※100件ごとにシートを分けて作成すること。
 ※申請者が提出した口座情報の確認できる書類をPDFにし、上記データに入力した並びに合わせて、結合し、県に提出すること。
- ・交付決定通知、不交付決定通知の封入、封緘および発送をすること

②変更交付申請に係る業務

- ・変更交付申請書の提出について申請者に案内すること
- ・申請者から変更交付申請書の提出を受けること。この場合、当該変更交付申請書のうち休学許可証、退学許可証は書面によることとし、それ以外は書面または電磁的方法によること。
- ・変更交付申請書ならびに添付書類の記載内容を確認および過不足を確認し、記載内容および書類の過不足については、該当申請者に適宜連絡をとり、書類を整えること。
- ・審査が完了した変更交付申請書類に係る必要情報を入力した集計データを作成し、県に提出すること。
 ※集計データは、県が指定した様式を用いること。

③実績報告に係る業務

- ・実績報告書の提出について申請者に案内すること。
- ・申請者からの実績報告書の提出を受けること。この場合、当該実績報告書のうち住民票の写し（親子関係の証明として必要な場合に限る）は書面によることとし、それ以外は書面または電磁的方法によること。
- ・未提出の申請者への催促をすること。（提出されるまで実施すること）
- ・実績報告書ならびに添付書類の記載内容を確認および過不足を確認し、記載内容および書類の過不足については、該当申請者に適宜連絡をとり、書類を整えること。
- ・実績報告書の内容は申請書と相違ないか確認をすること。
 ※経費区分の20%以上の移動や内容が異なる場合は、受託者に確認してから、変更申請書の提出を申請者へ指示
- ・審査が完了した実績報告書類に係る必要情報を入力した集計データを作成し、県に提出すること。
 ※集計データは、県が指定した様式を用いること。

④LINE運用

- ・県内大学等への進学者応援事業制度のLINEアカウントを運用し、下記の情報について発信すること。

（就職情報発信）

- ・就職に資する情報について、積極的に発信をすること。
- ・県その他の行政機関が実施する催事の掲載をすること。当該情報は原則として県未来創造部定住促進課が提供するが、受託者においても情報収集に努めること。

- ・発信の曜日、時刻を固定するなど、情報発信効果を高めるよう努めること。
- ・発信する記事は、受託者が作成すること。

(事務連絡発信)

- ・実績報告書の受付など、当業務に係る事務連絡について、発信をすること。
- ・申請者から当業務に係る質問をLINEで受け付けること。ただし、上記の就職情報発信に係る質問は県未来創造部定住促進課を問い合わせ先にし、質問を受け付ける必要はない。
- ・質問を受けた場合は対応すること。万が一、回答に窮する質問の場合は受託者へ確認してから、申請者へ返事をする事。
- ・LINEにて発信した内容、配信日時等については、記録し、実績報告時にまとめて県に提出すること。
- ・不正アクセスを防止し、万一IDやパスワードの漏えいが発生した場合にはすみやかに再発行するなどの対応を行うこと。
- ・LINEアカウントの著作権その他の利用権は、県に帰属すること。

⑤申請者からの各種問合せに対する対応

- ・上記LINEのほか、電話やメールなどで申請者から質問を受けた場合は対応すること。万が一、回答に窮する質問の場合は受託者へ確認してから、申請者へ返事をする事。(受付時間：業務時間内)

【業務時間】

- ・業務従事日は原則として月曜日から金曜日の週5日とする。
- ・勤務時間は10時から17時までとする。(12時から13時までは休憩時間)

(8) 情報の収集・管理

この委託事業を継続的に改善するため、利用者情報等の収集、催事等の活動記録を行い、分析するとともに、これらの情報を適切に管理すること。

(利用者情報)

- ・Fスクエア等で実施したカウンセリングの利用者、催事の参加者の情報を収集するよう努めること。
- ・収集項目は、氏名、生年月日、卒業(予定)年次、メールアドレス、電話番号、雇用形態、就職状況のほか、県と協議して決めること。
- ・収集する際には、収集した個人情報をもとに県の機関内で就職支援のために情報共有し、および収集相手方に情報提供等のため連絡することがあることの同意確認を行うこと。
- ・収集した情報はデータベース化し、その内容を随時検索、集計できるようにすること。少なくとも、利用者等の属性ごとに、サービス利用履歴、就職状況等が随時集計できるようにすること。
- ・データベースおよびその分析結果の著作権その他の利用権は、県に帰属すること。

(県内企業情報等)

- ・学生の採用計画（職種、人数等）、採用スケジュール、採用関係活動（インターン、企業説明会の実施予定）など県内企業の採用活動に関する情報を継続的に収集すること。
- ・県内企業の採用動向は、県外の企業の採用動向と比較し、その異動を分析すること。
- ・収集した情報は、福井暮らしはたらくサポートセンター（Uターンセンター）に提供すること。また、福井暮らしはたらくサポートセンターが持つ情報の提供を受けるなど、情報の共有に努めること。
- ・収集した情報は、学生の就職活動に資するよう、分析、集計、作表等を行い、適宜、学生に提供すること。

(活動の記録)

- ・この委託事業で実施した催事について、その概要を記録すること。
- ・記録には、少なくとも催事の日時、参加者数が記載され、受託者が配布した物が添付されていること。また、写真または動画を添付するよう努めること。
- ・アンケート等により、参加者の催事への感想等の情報を収集すること。
- ・収集した情報は、この委託事業の改善に資するよう整理、分析すること。

(情報の管理)

- ・この委託事業で収集した情報は、適切に管理すること。特に、個人情報については、漏洩により当該個人に損害が生じないよう厳重に管理すること。メールの送信等個人情報を取り扱う際は、複数人で送信内容を確認するといった対応を行うこと。なお、この委託事業で収集した情報を受託者の他の事業に用いてはならない。
- ・電子データにて管理する情報は、当該電子データは次のシステムに収められていること。
 - ・システムに不具合が生じた場合に、速やかに復旧できるものであること。
 - ・十分なセキュリティが保たれていること。セキュリティ保持については、具体的な措置を示すこと。
 - ・システム（運用に必要となる機器・サーバー等のすべてを含む。）は、受託者が準備すること。

(9) Fスクエアの施設管理・運營業務等

Fスクエアの施設を適切に維持管理・運営するため、次の業務を行うこと。

(業務内容)

- ・施設管理・運営（スクエアカフェの施設、鍵の管理含む）、貸施設業務、窓口対応、電話対応、メール対応（随時）等
- ・施設管理・運営にかかる経理・支払業務
受託者において負担する経費：フリードリンク（ウォーターサーバー以外にも対応すること）、コピー機使用料、有線放送使用料、新聞代金、消耗品全般、その他の経常的経費

- ・施設利用実績のデータ整理
- ・館内の頒布物（県内大学が発行する大学案内などを含む）や掲示板等の管理設営
- ・（１）から（７）までの業務実施に係る調整・運営等

（実施態勢）

- ・ F スクエアの開所時間においては、（１）から（７）までの業務を実施するため必要な人員を配置すること。人員を１人も配置しないことがあってはならない。
- ・施設の防犯等に関する責任者を設けるとともに、緊急時等における県への連絡体制を構築すること。
- ・事務に支障が生じないように、県と連絡を密にとること。
- ・県との連絡、打ち合わせ等にかかる費用は、受託者が負担すること。

（10）広報事業

F スクエアおよびその業務を県内外の学生、その保護者および県内外の大学等（その教職員を含む。）に広報すること。

（チラシの作成、頒布）

- ・ F スクエアおよびその業務を県内外の学生、その保護者および県内外の大学等（その教職員を含む。）に広報するためのチラシを作成すること。
- ・部数を 8, 0 0 0 部以上とすること。種類は県と協議すること。
- ・チラシは、学生、保護者等の対象者にとって分かりやすいものとする。また、写真、イラスト等を効果的に配置するなど、対象者の興味をひくよう工夫をすること。
- ・チラシを効果的な場所で頒布すること。頒布終了時には撤去を行うこと。
- ・また、県内 8 高等教育機関の新入学生全員（約 1, 8 0 0 名）に行き渡るようチラシの配布に努めること。
- ・チラシの pdf データを Web ページに掲載し、アクセスした者が自由にダウンロードできるようにすること。
- ・チラシの電子データを県に提出すること。県は、当該データの利用、加工、頒布が自由にできるものとする。

（学生の利用増に向けた取組）

- ・ F スクエアにおいて学生利用を促進するための方策（例えば、催事の企画、大学祭への参加、メディアの活用、物品の配布等）を企画し、実施すること。
- ・ F スクエア・F スクサークルの SNS の登録者数、閲覧者数を増加させる企画を実施すること。

（11）委託料の前金払

委託料の前金払は、年 5 回（6, 8, 1 0, 1 2, 2 月）に行うものとする。

(12) 契約終了時の対応

- ・契約終了時には、速やかに、(1) ②のカウンセリング記録、(1) ③、④、⑤、⑥のコンテンツ、(1) ⑦、⑧、⑨の記録、(2) ①の Web データ、データベース、(2) ②の Web データ、チラシ、(7) の申請者情報、(8) の利用者情報、県内企業情報、活動記録、(10) のチラシ、Web データ、その他県が指定する物を、県および県が指定する者に提出すること。ただし、県が提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- ・(2) ①の受付 Web ページ、(2) ②の Web ページ、(10) の Web ページは、契約終了後も 6 か月間は開設すること。また、県が指定する期限までに、県が指定する URL にアクセスするよう掲示すること。

【施設の状況】

大学連携センターFスクエア／キャリアナビセンター

所在地 : 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ7F

開所時間 : 火～金曜日 11:30～20:00 勤務時間 : 11:30～20:15

土、日曜日 9:00～17:30 勤務時間 : 9:00～17:45

閉所日 : 月曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

※講義(準備時間を含む)が上記の開所時間以外に及ぶときは、開所時間を前倒しし、それに伴う勤務時間の変更を行うこと。ただし、勤務時間の変更が困難で必要な人員を配置できないときは、発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

【通常の勤務時間以外での講義開講予定(令和7年度)】

- ・平日開館日 9:30～11:30 の講義開講 [要開所時間 : 8:30～]

前期 : 8月中旬から9月中旬の間で、10日程度

後期 : 2月初旬から下旬の間で、10日程度

(参考)

当該業務の受託者に対して、Fスクエア講義の開講支援にかかる業務を、県内高等教育機関で構成する団体より別途発注の予定あり。

- ・主な業務予定

講義教室の設営、受講生の出欠確認 等